

No.741 スウェーデンが原子力政策を変更

2016年8月30日

株式会社ユニバーサルエネルギー研究所

取締役・技術顧問 青柳 雅

スウェーデンの電力供給は発電電力量の43%を原子力、40%を水力、再生可能エネルギーが14%、残りを化石燃料の利用で行われている。2009年に包括的なエネルギー気候変動策が策定され、2050年までにカーボンニュートラルを達成し電源の多様化と安定供給の確保を図るため、水力、原子力に次ぐ第三の柱として再生可能エネルギー(コジェネ、風力)のシェア拡大を中長期的に目指す方針が定められた。

原子力発電は1972年に国内初の商業炉が運転を開始したが、79年の米国スリーマイル島発電所の事故を受け、翌年に行われた国民投票により脱原子力政策が導入され、新たな原子炉の建設を行わないこと並びに2040年までにすべての原子炉を閉鎖することを決定した。この流れに沿って1987年に原子力基本法に新たな原子炉の建設許可の発給を禁止する条文が追加され、1997年には安全性以外の理由であっても原子炉の閉鎖を政府が命じることができる‘脱原子力法’が制定された。

だが、代替電源の開発が進まなかったこと、産業界や労働組合の反対もあって実際に脱原子力法に基づく原子炉の閉鎖は隣国デンマークの首都の対岸に位置していたバーセベック発電所2基にとどまっていた。

2000年代に入ると中道右派連立政権となり、原子力政策の見直しが行われた。具体的には原子力基本法追加条文の削除、脱原子力法の廃止が行われ、運転中の原子炉の建て替えに限り原子炉の新設を認める法案が可決された。その後2014年に再び誕生した中道左派政権が脱原子力の方針を打ち出したこともあり、原子力を含めた国内エネルギー供給の在り方について検討を行う与野党議員から構成されるエネルギー委員会が立ち上げられた。

この委員会での議論をもとに2016年6月10日連立与党と野党によるエネルギー政策の合意が成立し発表された。

今後の原子力政策に関しては

- ・脱原子力法の復活はない
- ・既存のサイトにおいて10基を上限として原子炉のリプレースを認める。
- ・電力会社から強い不満が出されていた原子炉に対する熱出力ベースでの課税は2017年より2年間で廃止する。(スウェーデンの原子力発電所には再生可能エネルギー支援を目的に税金

が掛けられている。日本原子力産業会議の資料によるとバッテンホールでは1984年の導入時は1kW当たり0.2オーレであったが2000年には2.7オーレ、その後さらに税率が上がり7オーレに達している。1オーレは100分の1スウェーデンクローネ。1スウェーデンクローネは約12.5円（2016年8月30日現在）

脱原子力の急先鋒として知られていたスウェーデンの大きな政策転換であるが、今後これに続く国が現れるか注目される。

以上